

平成20年11月21日

厚生労働大臣 舩添 要一 殿

特定非営利活動法人 日本オンラインドラッグ協会
理事長 後藤玄利

インターネットを含む郵便等販売による一般用医薬品の販売規制に関する意見書

購入者の安全・安心の確保を第一として、店舗販売と情報通信技術を活用した医薬品販売に従事する薬局・薬店が組織する、特定非営利活動法人「日本オンラインドラッグ協会」は、安全・安心な医薬品インターネット販売を実現する自主ガイドラインづくりに努めて参りました。

平成20年9月17日に薬事法施行規則等の一部を改正する省令案が発表されましたが、その内容は薬局・薬店によるインターネット販売等を含む郵便等販売について第三類医薬品を除く一般用医薬品の取扱いを禁止するなど、現行薬事法上認められている販売の実態や購入者の需要を一方向的に無視するに等しく、店頭での販売方法とのイコールフットイング、公平性を欠いています。

我々日本オンラインドラッグ協会は、厚生労働省に対して、省令案における当該部分の撤回および店頭での販売方法との同等の販売条件を確保したインターネット販売の新しいルールの策定を求め、下記のとおり本意見書を提出します。

記

日本オンラインドラッグ協会は、薬事法施行規則等の一部を改正する省令を検討する厚生労働省に対し、以下の意見を申し入れいたします。

- 平成20年9月17日発表の薬事法施行規則等の一部を改正する省令案は、対面の原則を実現できないことを根拠として第三類医薬品を除く一般用医薬品のインターネット販売を禁止しています。以下に列挙する理由により、実態に沿った適切なルールとはいえないため、かかる部分を全て撤回するよう希望いたします。

- ・ 省令案が要求する「対面の原則」は、現行薬事法及び改正薬事法上何ら明確な根拠はなく、法の委任の範囲を超えた不当なものです。
- ・ 適法な医薬品販売許可を有する薬局・薬店による医薬品のインターネット販売の現状把握やあるべき姿の議論が不十分なまま、規制が設けられようとしています。
- ・ 現在適法に行われている専門家による医薬品のインターネット販売についての危険性や、それによる健康被害は何ら実証されていません。

■ 日本オンラインドラッグ協会はこれまで、適法な医薬品販売許可を有する薬局・薬店による医薬品のインターネット販売について、安全・安心を担保する販売環境を整備するための取り組みを行ってきました。当協会が取り組む医薬品のインターネット販売においては、店頭販売を超えた安全・安心を担保した販売方法を確立しているものと自負しています。また、医薬品のインターネット販売が普及している事実からも、国民においても、インターネット販売は店頭販売を上回る安全・安心が確保できているとの認識があると確信しています。

省令の策定にあたっては、当協会の取組をも考慮いただき、店頭での販売方法とのイコールフットイング、公平性を確保したルールを制定していただきたく希望いたします。

■ 上述のルール策定とともに、違法ドラッグや未承認医薬品の販売等を行う違法事業者の監視摘発の強化により、適法な医薬品販売許可を有する薬局・薬店と消費者とがともに安心できる環境整備をすすめていただきたく希望いたします。

一般用医薬品の販売制度は、購入者の安全性と利便性を十分に考慮して確立されるべきであると考えます。我々日本オンラインドラッグ協会は、適法な医薬品販売許可を有する薬局・薬店による安全・安心の実現を大前提に、購入者が、専門家による十分な情報提供を受けた上で、販売方法及び販売者の幅広い選択肢から自ら選択し、医薬品を購入できるよう、購入者の視点に基づいた省令が制定されることを強く希望し、ここに意見いたします。

以上